

京都市告示第 580 号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、次の者を京都市公金収納受託者として、公の施設に係る公金の徴収事務を委託します。

平成18年3月31日

京都市長 榊本 頼兼

| 京都市公金収納受託者 | 委託をする徴収事務の内容 | 委託する期間 |
|------------------|--|-----------------------------|
| 株式会社 ニチイ学館 | 京都市児童福祉センター診療所に係る公金徴収事務 京都市児童療育センター診療所に係る公金徴収事務 | 平成18年4月1日から 平成18年4月30日まで |
| 社会福祉法人 京都障害児福祉協会 | 京都市発達障害者支援センターに係る公金徴収事務 | 平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで |

(保健福祉局児童福祉センター総務課)